

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法



生衛法は、昭和32年に制定・施行  
平成29年に法施行60周年を迎えました

## 指導センターは生衛組合を支援します ～11月は「生衛組合活動推進月間」です～

生衛法に基づき設立される「生衛組合」は、鹿児島県では、平成29年から30年にかけて、理容組合、美容組合、クリーニング組合、公衆浴場業組合、食肉組合、興行組合が創立60周年を迎えました。

指導センターは、生衛組合が実施する「推進月間」を全国的に支援しています。

《推進月間のねらい》

- ①組合の活動の意義や地域で果たしている役割の再認識
- ②組合活動の基盤強化
- ③組合のネットワークの強化

## 生衛法の成り立ち

戦後経済復興後の昭和20年代後半、生衛業は著しい低料金店の出現などに端を発し、過当競争、長時間労働が全国に広がり社会問題化した

お客が奪われた！  
大変な時代になってきたなあ～

こんなダンピング合戦では我々は食べていけない！  
経営の安定のためみんなで立ち上がろう！

休みもほしい。過当競争をなくし、生衛業者の生活を守る法律が必要だ！

こうして生衛業界が一丸となり、**生衛業の経営安定法**を求め、**衆議院や国会に強く訴え続けた**

日比谷公会堂で1万人集会。国会へデモ行進(昭和30年)

生衛業の皆さまを  
守ります！

生衛業の皆さま！  
議員立法で**料金や営業時間の適正化**を回す法律を提出いたします

法案

ところが、国会では消費者団体や労働者団体などから猛反対があり、参議院では、低料金問題などの解決にはほど遠い修正案が会期末当日に可決された

料金規制は独禁法違反だ！  
業者保護の法律は認められない！

修正案は骨抜き法案だ！

これに対し、衆議院では会期を1日延長し、参議院修正案を否決し、**衆議院の原案通り再可決**した

こうして、**生衛法は昭和32年6月に制定**された  
組合の先人たちの努力と団結、繰り返しの行動力が新しい法律を産み出した

**生衛法**

平成29年で60歳！

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律  
(昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

# 生衛組合の意義と活動



生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められました

## 生活衛生関係営業 (生衛業) 17業種

理容・美容・興行場・クリーニング・公衆浴場・旅館ホテル簡易宿所・めん類・すし・喫茶・中華料理・社交・料理・一般飲食・食肉・食鳥肉・氷雪

①

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできました

## 環衛金融公庫

(昭和42年)

組合の行動力の成果です

④

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されました。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになりました



⑤

昭和32年～33年にかけて各地で続々組合が設立され**組合加入率は90%以上**でした。各組合の**全国連合会**も誕生しました



②

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しています

「地域の健康づくり応援」「防日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など



⑥



生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上しました

当時、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を回すことを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた



③

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ皆さん! 組合に加入して地域を守りましょう!

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります!



⑦

生衛組合は、組合員への支援活動だけでなく、業界や地域を守る活動を実施しています。

## 生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守るため活動しています

- ・ 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長 (消費の拡大で経済活性化)
- ・ 消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・ 超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・ 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・ 住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。